

平成 29 年 9 月 14 日  
29 練健地第 152 号

## 平成 29 年度練馬光が丘病院改築に係る基本構想策定懇談会設置要綱

### (設置)

第 1 条 練馬光が丘病院改築に係る基本構想の策定に当たり、その内容に地域住民や識者、区内関係者等の意見を集約する場として、練馬光が丘病院改築に係る基本構想策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 懇談会は、練馬光が丘病院改築に係る基本構想の策定に必要な事項を検討し、提言する。

### (懇談会の構成)

第 3 条 懇談会委員は、つぎに掲げる者で構成する。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 学識経験者    | 3 名 |
| (2) 区民代表     | 6 名 |
| (3) 医療関係者    | 3 名 |
| (4) 福祉関係者    | 2 名 |
| (5) 地域医療振興協会 | 3 名 |
| (6) 区職員      | 2 名 |

2 懇談会には、座長を置くものとする。座長は委員の互選によって選任する。

3 座長は懇談会を主宰し、代表する。

4 座長に事故があるときは、懇談会のなかで協議し、代理の者を選任する。

### (委員の任期)

第 4 条 懇談会委員の任期は、本要綱の施行日から練馬光が丘病院改築に係る基本構想の策定日までとする。

### (会議)

第 5 条 懇談会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて、懇談会委員以外の者に懇談会の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 懇談会は、原則として公開で行うものとする。ただし、区民の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱(平成14年3月14日練総情発第150号)の定めによるところにより非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の庶務は、地域医療担当部が行う。

(委任)

第8条 この要綱が定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年9月14日から施行し、練馬光が丘病院改築に係る基本構想の策定をもってその効力を失う。